

学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

● 「いじめ防止対策推進法」が成立しました！
(平成25年法律第71号)
平成25年6月28日公布
平成25年9月28日施行

◎ 学校いじめ防止基本方針の策定 <第13条>

国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める。

伊達市教育委員会
「いじめ防止基本方針」
(平成25年8月)
を参考に各学校で
作成し組織、体制を
整える。

「いじめ」についてはその問題の大きさに鑑み、日々各学校において取り組んでいただいておりますが、国においては本年6月「いじめ防止対策推進法」が公布され、9月より施行されております。

また、文科省初等中等教育局長より「いじめ防止基本方針の策定」を促すとともに、学校のみならず、児童生徒、保護者、地域をあげていじめ防止に取り組むよう通知がなされました。

そこで、再度その内容について周知を図るとともに、伊達市立小・中学校における、「いじめを許さない体制づくり」を推進するための共通理解を図るために特集を組みました。

◎ 学校におけるいじめ防止対策のための組織 <第22条>

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

※ 重大事態発生時は、調査組織を置く。

- ・ いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害の疑い。
- ・ いじめにより、長期間の欠席。



いじめに対する措置

= 基本的な考え方 =

組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

いじめの防止

= 基本的考え方 =

いじめは、どの子どもにも起こりうる。
どの子どもも加害者になりうる。

児童生徒の尊厳が守られ、全教職員で児童生徒をいじめに向かわせない。
<未然防止の基本>

- 友人や教職員との信頼関係づくり
- 規律正しい態度で授業や行事に参加できる授業づくりや集団づくり

= いじめ防止のための措置 =

- いじめについての共通理解
 - 平素からの教職員の共通理解
 - 「いじめは人間として絶対に許されない。」という学校全体の雰囲気醸成
- いじめに向かわない態度・能力の育成
 - 社会性を育む … 道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動など
 - 互いの人格を尊重する態度 … 共感的に理解できる豊かな情操、自他の存在を等しく認める
 - 意見の相違を解決する力 … 意見の調整
 - 円滑なコミュニケーションを図る能力 … 自分の言動の影響を判断
- いじめが生まれる背景と指導上の留意点
 - ストレスを与えないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり
 - 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくり
 - ストレスに適切に対処できる力
 - 教職員の不適切な言動への細心の注意と障がいへの適切な理解が必要
- 自己有用感や自己肯定感を育む
 - 児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を提供
 - 困難な場面を乗り越えるような体験の機会
- 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む
 - 児童生徒が主体的に考え、いじめ防止の推進を訴えるような取り組みの推進

早期発見

= 基本的な考え方 =

いじめは、大人が気付きにくく、
判断しにくい形で行われる。

ささいな兆候でも、疑いを持って複数の
教員で(組織的に)関わる。
<いじめの積極的な認知>

- 信頼関係の構築
- 小さな変化、危険信号を見逃さない
- 情報交換と情報の共有

= いじめの早期発見のための措置 =

- 定期的なアンケート、教育相談
- いじめを訴えやすい雰囲気
 - ・ 教師の多忙やイライラを感じさせない
- 保護者用のチェックシート
- 相談体制の整備、点検

※ 日常生活の中での目配り、
ノート・日記等での交友関係や
悩みの発見、
面談や家庭訪問の活用

↓
情報の共有、管理・取り扱いの適正化



全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携。
<指導の主眼>

- 形式的な謝罪や責任を問うのではない
- 社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導

= いじめの発見・通報を受けたときの対応 =

- 発見 … 疑わしい場合でも、すぐ止める
- 相談、訴え … 真摯に傾聴

↓
情報の共有→組織的に対応し事実の確認→校長の責任で設置者への報告
↓
組織的に指導
効果が上がらず犯罪行為として取り扱われるべき場合
警察署に相談して対処、援助
↓
双方の保護者への連絡

= いじめられた児童生徒又はその保護者への支援 =

- 被害児童生徒からの聴取
 - ・ 自尊感情を低下させない
 - ・ 個人情報・プライバシーへの配慮
- ◇ 迅速に事実関係を保護者に伝える
- ◇ 多くの人と連携し、寄り添える体制づくり
- ◇ いじめが解決したと思われても、十分な注意、情報収集

= いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言 =

- 加害児童生徒からも聴取
- ◇ 迅速に事実関係を保護者に伝える
- ◇ いじめた児童生徒への指導
 - ・ 自分の行為への責任を自覚させる。
 - ・ 毅然とした対応。

= いじめが起きた集団への働きかけ =

- 学級全体で話し合い、いじめを根絶しようとする態度を行き渡らせる

= ネット上のいじめへの対応 =

- ◇ プロバイダ責任制限法に基づき、直ちに削除の要請をする
- ◇ ネットパトロールなど早期発見
- ◇ 情報モラル教育